

高浜市ソフトボール連盟表彰規程

(趣旨)

第1条 高浜市ソフトボール連盟(以下「連盟」という。)の発展に寄与し、連盟運営並びに行事遂行に貢献した者を表彰するために、高浜市ソフトボール連盟表彰規程を制定する。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次に掲げる各号に該当する者とする。

- (1) 連盟の役員として、5年以上役職にあつて功績顕著な者
- (2) 連盟の所属チームとして、10年以上登録された功績顕著なチーム
- (3) 連盟の代表として、西三河支部大会で優勝した選手又はチーム
- (4) 連盟の代表として、県大会以上で優秀な成績を収めた選手又はチーム
- (5) 連盟の振興に功績顕著な者

(表彰の特例)

第3条 表彰基準にかかわらず、特に功労のあつた者又はチームは、表彰することができる。

(表彰者の決定)

第4条 表彰者の決定は、理事会において決定する。

(表彰の時期)

第5条 表彰の時期は、理事会において決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰状を授与し、記念品を贈呈する。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会で行う。

附 則

この規程は、平成3年12月1日から施行する。